

文教経済常任委員会記録				
招集年月日	令和8年6月4日（木）			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 6月4日 午前10時00分			
	閉 会 6月4日 午前10時23分			
出席委員	委員長 委員 " "	山 田 一 繁 近 藤 沙 織 金 子 博 鈴 木 健 夫	副委員長 委員 " "	佐 藤 真 加 藤 将 伍 加 藤 大 輔 森 崎 成 喜
欠席委員	な し			
紹介議員	紹介議員	城 所 美奈子		
説明のため	都 市 整 備 部 長	新 井 康 久	建 設 課 長	内 藤 好 一
出席した者の 職氏名	主幹 （道路治水・維持当）	東 尚 吾	都 市 計 画 課 長	関 田 兼 之
	都市計画課副参事	北 野 新 二	主幹 （住宅政策・公園当）	安 齊 聡
	教 育 部 長	森 田 敏 夫	教 育 部 参 事	志 村 憲 一
	学校教育課副参事	澤 田 秀 一	主幹 （学務担当）	市 川 礼 子
書 記	事 務 局 長	滝 沢 淳	次 長	吉 野 修
	主 幹	栗 山 秀 晶	主 査	木 村 郁 哉
付託事件	議案第29号 令和8年度日高市一般会計補正予算（第1号）			
	請願第 1号 「太陽光パネルのリサイクル義務化を求める意見書」の提出を求める請願			
	請願第 2号 「農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の実現を早期に求める意見書」の提出を求める請願			
審 査 の 経 過				

(別 紙 の と お り)

開 会 午前 10 時 00 分

○山田委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより文教経済常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、委員の席次について、本定例会で付託を受けました議案第 29 号及び請願第 1 号、請願第 2 号の審査であります。

このうち議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、委員の変更がございましたので、席次について改めて決定する必要があります。会議規則第 4 条第 1 項の規定を準用し、委員長において指定させていただきます。現在お座りの仮の席次をそのまま席次として指定いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 29 号 令和 8 年度日高市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

初めに、都市整備部関係について、説明員の出席を求めます。

（説明員出席）

（都市整備部長）

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 01 分

再 開 午前 10 時 02 分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります

まず、都市整備部のうち建設課関係について質疑を願います。

（な し）

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、都市整備部のうち都市計画課関係について質疑を願います。

加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 予算書 7 ページ、歳入、款 15、国庫支出金、項 2、国庫補助金、目 4、土木費国庫補助金、節 3、都市計画費国庫補助金、1 の地域未来交付金の増額 317 万 8,000 円について伺います。

国庫補助金として地域未来交付金が採択され、財源更正を行うと伺っております。市が公園等維持管理事業で実施しようとする事業、これは D X の取組と認識しておりますが、事業の概要について改めて説明願います。また、採択に至った要因を含め、交付金の概要についても併せて伺いをいたします。

○山田委員長 北野都市計画課副参事。

○北野都市計画課副参事 お答えいたします。

現在、市では公式ホームページ上で提供を開始した公開型GIS、いわゆるひだかマップに公園情報を追加して公開する公園台帳等整備事業に取り組んでいるところでございます。現状、紙ベース、そちらで保管、管理している公園台帳の電子化、ペーパーレス化を図るとともに、公園の概要をマップ上で公開して、公園利用者が市役所を訪れることなく、また現地確認を行うことなく公園のイメージが把握できるといった利便性の向上に取り組んでいるところでございます。この公園情報を公開すること、それから公園に関する意見をウェブ上で投稿できる仕組みを検討していることが利便性向上の取組として認められまして、内閣府が推進するデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に資する事業として地域未来交付金、デジタル実装型の交付が採択されました。このことから、全て一般財源として想定していた事業費の財源に国庫支出金317万8,000円を追加して計上するものでございます。

以上でございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、教育部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(教育部長・教育部参事)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時06分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

教育部関係について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第29号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第29号 令和8年度日高市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なし）

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 「太陽光パネルのリサイクル義務化を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の出席を求めます。

（紹介議員出席） （城所美奈子議員）

○山田委員長 紹介議員から説明を求めます。

紹介議員、城所美奈子議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） 請願第1号 「太陽光パネルのリサイクル義務化を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員として趣旨説明をいたします。

本請願は、今後大量に排出されることが見込まれる使用済み太陽光パネルについて、適切な回収、リサイクルを確実に進めるため、国に対して法的枠組みの整備などを求める意見書の提出を要望するものです。

太陽光発電は、脱炭素社会の実現やエネルギーの地産地消を進める上で重要な電源であり、今後も導入が進むことが見込まれています。一方で、固定価格買取制度、FIT開始初期に設置された太陽光発電設備が今後更新時期を迎えることから、2030年代以降、使用済み太陽光パネルの排出量が大幅に増加すると予測されています。太陽光パネルにはガラスやアルミニウムなど再資源化可能な資材が多く含まれています。しかしながら、現状では全国的な回収、再資源化の制度や費用負担の仕組みが十分に確立されているとは言えず、将来的な大量廃棄への対応が課題となっています。

本請願は、太陽光発電の導入に反対するものではありません。むしろ再生可能エネルギーの普及を持続可能なものとするために、導入から廃棄、再資源化までを見据えた循環型の仕組みづくりを求めるものです。請願事項には、第1に太陽光パネルのリサイクル義務化を速やかに進め、既設設備を含めた回収、再資源化の法的枠組みを早急に整備すること、第2に回収、リサイクル体制の整備を進めるとともに、リサイクル事業者の参入や協力を促進するため、必要な財政的、技術的支援を行うこと、以上の2点です。これは、市単独で解決できる課題ではなく、全国共通の制度として国が主体的に取り組むべき課題であることから、地方自治法第99条に基づく意見書提出を求めるものです。

委員各位におかれましては、本請願の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようよろしくお

願ひ申し上げます。

以上で趣旨説明といたします。

○山田委員長 説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

紹介議員の退席を求めます。

(紹介議員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

請願第1号に対し、反対の方願ひます。

加藤大輔委員。

○加藤(大)委員 請願第1号 「太陽光パネルのリサイクル義務化を求める意見書」の提出を求める請願について、不採択の立場から討論をいたします。

現在、本請願の要旨と同趣旨である太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案が、まさに国会で審議されたところであります。4月3日の閣議決定を受け、同日に議案の提出、衆議院の環境委員会審議を経て、5月12日に衆議院本会議で可決、参議院の環境委員会審議を経て、5月29日に参議院本会議で可決されております。国会で法案が通ったばかりの状況を踏まえますと、議会として意見書を提出するタイミングとしては適当ではないと考えざるを得ないことから、請願の採択に反対をいたします。

○山田委員長 次に、賛成の方願ひます。

(な し)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 「太陽光パネルのリサイクル義務化を求める意見書」の提出を求める請願を起立により採決いたします。

本請願は採択することに賛成の方は起立願ひます。

(起立なし) (起立0名、不起立7名)

○山田委員長 起立なしであります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

この際、お諮りいたします。請願審査報告書については、委員長に一任願うことに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、請願第2号「農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の実現を早期に求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の出席を求めます。

(紹介議員出席) (城所美奈子議員)

○山田委員長 紹介議員から説明を求めます。

紹介議員、城所美奈子議員。

○紹介議員(城所美奈子議員) ただいま議題となりました「農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の実現を早期に求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

現在、日本の農業は生産者の高齢化や後継者不足に加え、肥料、飼料、燃油など生産資材価格の高騰、さらには異常気象の頻発などかつてない厳しい状況に置かれています。農業者の皆さんは国民の食を支える重要な役割を担っていらっしゃいますが、販売価格だけでは生産コストを賄えない状況も少なくありません。このままでは農業経営の継続が困難となり、地域農業の衰退や食料生産基盤の弱体化につながることを懸念されています。

また、国際情勢の変化により食料を海外から安定的に調達できることを前提とした時代ではなくなりつつあります。こうした中で、食料安全保障の確立と食料自給率の向上は、国民生活を守る上で極めて重要な課題となっています。本請願は、こうした現状を踏まえ、生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とした実効性のある所得補償制度を速やかに法制化し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農を継続できるよう環境を整備するよう求めるものです。

あわせて、環境保全型農業や有機農業など持続可能な農業への取組が適切に評価される制度とすること、さらに小規模家族経営から大規模経営まで地域の実情や多様な担い手の声を反映した制度設計とすることも求めています。農業は単なる産業ではなく、国民の命と暮らしを支える基盤であり、地域社会の維持に不可欠な存在です。

本請願の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げて、趣旨説明といたします。

○山田委員長 説明を終わります。

これより質疑に入ります。

佐藤委員。

○佐藤委員 1点お伺いいたします。

農業者の所得を担保するために所得補償を求める請願と理解いたしましたけれども、農業者の所得確保のためには、この請願書に記載されている所得補償のほかに、販売量が増えるにつれて収入が増える、農産物の価格を一定程度補償する価格保障がございます。農家の手取り価格を一定の水準に担保するための価格保障があります。この所得補償に関しては、かつて民主党政権の

ときに実現されたことがあるのですけれども、販売量と切り離した面積単位の補償であるゆえに、販売量の拡大が収入増に直結しない。したがって、生産への意欲に結びつかないという問題がございました。

したがいまして、私としては、農家の所得を確保することのためには、まず価格保障を中心にするべきと考えるわけですが、本請願ではその価格保障について触れられておりません。その理由はなぜか、お尋ねしたいと思います。

○山田委員長 城所美奈子議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） 価格保障が加味されていないという御質疑だったかと思いますが、基本的に補償内容は国の制度化によって進められるべきものであって、農業者が安心して営農を続けられる仕組み、制度を整えるのは、あくまでも国の責任において、それを求めるという意見書を求めることを請願している内容となっております。ですので、価格保障、それを審議するのは国だというふうに思っております。

まとめますと、農家が営農をするのに障害のないような仕組みづくりという意味での請願になっております。

○山田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ただいま御説明がございましたけれども、今の御説明だと、例えば今問題になっている米の価格がございますが、上がったりと下がったりと。一時期すごく暴騰して大変なことになったのは御存じのとおりだと思うのですけれども、また今急落しておりますけれども、そういう中で、農家の一定の価格保障がないと、これは国がやることだと思うのですが、やっぱり収入の担保ができないと。したがって、求めている自給率の向上にも結びつかないというふうに私は考えますけれども、再度、所得補償に限って書かれている理由についてお尋ねをいたします。

○山田委員長 城所美奈子議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） これは、要望を枝葉を分かれて広げるのではなくて、生産コストと販売コストの差額を補填することを基本とした制度を求めているものであります。あわせて、価格保障についてはまた別に、個人的には望むところですが、この請願内容に関しましては、せめてこの補填した所得補償、差額の補償をという意味合いです。

○山田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、所得補償だけでありますと、生産量を増やしても所得補償は基本一定なので、生産意欲に結びつかないと、そういう問題点がかつてありました。その点についてはどうお考えでしょうか。

○山田委員長 城所美奈子議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） 具体的なそういう政策の在り方については、国の責任において検討される事案でありまして、ここに2つの事案を盛り込むものではなくて、せめて所得の補償をま

ず第一に考えた、それをベースとした請願内容となっております。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○山田委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

紹介議員の退席を求めます。

(紹介議員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

請願第2号に対し、反対の願います。

金子委員。

○金子委員 請願第2号に対して不採択の立場から討論いたします。

現在、農業を取り巻く環境は大変厳しく、担い手不足や高齢化、資材価格の高騰など多くの課題を抱えております。地域農業を守り、食料安全保障を確保していくことは国も十分認識しており、経営所得安定対策等を行い、様々な支援で対応しております。

また、農業政策は地域の経営状態によって課題が異なり、一律の所得補償制度だけでは解決できるものではありません。経営改善支援やスマート農業の推進、担い手育成など多面的な施策を総合的に進めることが必要であると考えます。国は、限られた財源の中で食料安全保障や農業構造改革の必要性に直面している状況であるものと認識しており、所得補償制度については、国や自治体の財政負担が大きく、持続可能性や他の施策への影響が懸念されるとともに、現在取り組んでいる農業の構造転換と整合性が合うかという点においても疑問が残ります。

以上の理由から、本請願の採択に反対いたします。

以上です。

○山田委員長 次に、賛成の願います。

(な し)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号 「農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の実現を早期に求める意見書」の提出を求める請願を起立により採決いたします。

本請願は採択することに賛成の方は起立願います。

(起立なし) (起立0名、不起立7名)

○山田委員長 起立なしであります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

この際、お諮りいたします。請願審査報告書については、委員長に一任願うことに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時23分

文教経済常任委員会

委員長 山 田 一 繁